

団体名を記入して下さい。

〇〇自治会

記載例

(目的)

第1条 この規程は、〇〇自治会が防犯の撮影し、又は記録した映像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の適切な取扱いに関する基本的な事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

防犯カメラ設置場所住所を記入して下さい。

(定義)

第2条 この規程において、防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として、不特定多数の者が利用する特定の場所（〇〇市〇〇町〇-〇）に常設する映像撮影機器で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

(管理責任者等)

第3条 〇〇自治会は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

2 〇〇自治会は、管理責任者を置き、防犯カメラ等の取扱いを行わせるため、管理責任者の指名することにより、管理責任者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。ただし、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を第三者に委託する場合は、この限りでない。

団体名を記入して下さい。

3 防犯カメラ等の取扱いに関する業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、委託契約等に基づき、この規程及び管理責任者の指示に従い、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を行うものとする。

4 〇〇自治会は、必要に応じて、受託者が行う防犯カメラ等の取扱いに関する業務について、検査するものとする。

(管理責任者等の責務)

第4条 管理責任者、取扱者及び受託者（以下「管理責任者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適切な運用を図るとともに、自己の映像を収録された者の権利を侵害しないよう努めるものとする。

映像及び記録媒体の保管場所を記入して下さい。

2 管理責任者等は、防犯カメラによって撮影された映像を漏らしてはならない。運用責任者等でなくなった後は、速やかに映像を消去し、又は記録媒体の破砕等を行うものとする。（防犯カメラ等の運用）

(例)

- ・施錠ができる保管庫
- ・施錠ができる自治会事務室
- ・施錠ができるレコーダー収納箱
- ・施錠ができるカメラのカードスロット

第5条 防犯カメラ等は、次に定めるところにより、次のとおりとする。
(1) 撮影対象区域を必要最小限の範囲とする。
(2) 防犯カメラが設置されている旨及び撮影範囲を、防犯カメラの設置場所の目録等で明確かつ適切な方法で表示すること。

(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所を、防犯カメラ等の設置場所の目録等で示すほか、映像の外部への漏えい防止を図るものとする。
(4) 管理責任者等による映像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合のみにとどめるものとする。

(記録した映像等の管理)

第6条 映像及び映像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）等は、次に定めるところにより管理されなければならない。

(1) 映像の加工や不必要な複製を行わないこと。
(2) 〇〇〇〇に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。

保存期間を記入して下さい。

(保存期間は1週間以上（7日間以上）必要です。)

(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所への持ち出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により、管理責任者が許可した場合は、この限りでない。

(4) 映像の保管期間は、〇週間までとし、当該期間満了後、速やかに映像を消去し、又は記録媒体の破砕等の措置を行うものとする。
(5) その他映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、毀損等の防止のために必要な措置を講ずること。

(映像及び記録媒体の提供の制限)

第7条 映像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 映像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合
- (2) 法令等に基づく場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

(苦情処理)

第8条 管理責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第9条 この規程の施行に関して必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附則

この規程は、〇〇年 〇月 〇日から施行する。

施行日は、防犯カメラ稼働日以前の日を記入して下さい。